

和泉市立光明台北小学校 P T A 規約

第 1 章　名称及び事務局

第1条　この会は、和泉市立光明台北小学校の保護者と教員の会（P T A）という。

第2条　この会は、事務局を和泉市立光明台北小学校に置く。

第 2 章　目的及び活動

第3条　この会は、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会に於ける児童の幸福な成長を図ると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第4条　この会は、前条の目的を遂げるために、主に、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連携により、児童の生活を高める。
2. 児童の生活環境を良くする。
3. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第 3 章　会員

第5条　この会の会員は、光明台北小学校に在籍する、児童の保護者と勤務する教員とする。

第6条　この会の会員は、会費を納めるものとする。
会費は、児童1人当たり月額300円とする。

第7条　この会の会員は、和泉市P T A協議会、大阪府P T A協議会、及び全国P T A協議会の会員となる。

第8条　この会の会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

第 4 章　総会

第9条　総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関であって、定期総会、臨時総会とする。

1. 定期総会は、4月に開催する。
2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、又は、会員の三分の一以上の要請があった時開催する。

第10条　総会は、会員数の三分の一以上（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。

第11条　総会の議事は、出席者の過半数でもって議決する。

第12条　総会の議事は、次の事項とする。

1. 会計監査を経た収支決算の承認
2. 新年度役員及び各委員会代表の承認
3. 新年度の事業計画及び予算の承認
4. 規約の改正、その他、重要事項

第5章 役員

- 第13条 この会には、次の役員を置く。
会長1名 副会長1～3名 書記2から3名（内1名保護者） 会計2名（内1名保護者）、その他必要に応じ、複数の顧問及び幹事をおくことができる。
ただし、特別な事情がある場合（市の役員を兼ねる等）1～2名の特別役職を置くことができる。
- 第14条 役員の任期は、1ヶ年とするが再任を妨げない。
- 第15条 役員の選出については、細則で定める。
- 第16条 役員の職務は、次の通りとする。
1. 会長は、会を代表し、会務を統括し、総会、役員会、実行委員会を召集する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。又、総会での議長をつとめる。
 3. 書記は、各種集会を通知し、その議事及びその他、本会全般の活動状況を記録、保管をする。
 4. 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、総会において、監査を経た決算報告をする。

第6章 実行委員（会）

- 第17条 実行委員会は、役員、各委員会の代表、校長・教頭・教務によって構成する。
- 第18条 各委員会の代表の選出は、細則で定める。
- 第19条 実行委員会の任務は、次の通りとする。
1. 規約並びに総会の決議に従って本会の実務を処理する。
 2. 実行委員会は、次の委員会活動を企図する。
環境文化委員会、広報委員会、保健体育委員会、生活安全委員会
 3. 総会に報告する議案及び報告書を作成する。
 4. 各委員会によって立案された事業計画を審議し、検討し調整する。
- 第20条 実行委員会は、毎月一回開催する。又、会長が必要と認めた時、構成員の三分の一の要請があった時開催する。
- 第21条 実行委員会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 第22条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で議決する。

第7章 学年委員

- 第23条 学年委員は、各学年において選出される。但し選出方法については細則で定める。
- 第24条 学年委員は、学級担任に協力し、会員との調整、連絡をする。
- 第25条 学年委員は、環境文化委員会、広報委員会、保健体育委員会、生活安全委員会のいずれかに属するものとする。

第8章 会計監査委員

第26条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第27条 会計監査委員の選出は、細則で定める。

第28条 会計監査委員は、隨時監査を行い、総会に於いて報告する。

第29条 会計監査委員の任期は、1年限りとする。

第9章 経理

第30条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によって支弁される。

第31条 この会の経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

第32条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第33条 この会の会計年度は、毎年4月1日の始まり、翌年の3月31日に終わる。

第10章 細則

第34条 この会の運営に関し必要な事項は、この会の規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て、細則として定めることができる。

第35条 実行委員会が、細則を制定又は、改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改正

第36条 この規約は、総会において、出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

付則

- ・この規約は、昭和60年6月27日より施行する。
- ・この規約の一部（第13条）を平成元年4月25日に改正し、施行する。
- ・この規約の一部（第12条第2項、第17条、第18条、第19条第2項 第7章、第25条、第8章、第26条、第27条）を平成7年4月30日に改正し、施行する。
- ・この規約の一部（第13条）を平成15年4月26日に再度改正し、施行する。
- ・この規約の一部（第19条第2項、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条）を平成23年4月1日に改正し、施行する。ただし、役員の選出等については平成23年1月15日に施行する。
- ・この規約の一部（第13条）を平成24年4月21日に改正し、施行する。
- ・この規約の一部（第6条）を平成27年4月25日に改正し、施行する。
- ・この規約の一部（第19条、第25条）を令和3年4月22日に改正し、施行する。

細則

第1章 役員、会計監査委員の選出と就任

- 第1条 役員、会計監査委員、各委員会の代表の候補者を選出するために、推薦委員会を置く。
- 第2条 推荐委員会は、その年度の実行委員会の構成員である各委員会の代表を中心とする委員でもって組織する。
- 第3条 推荐委員会は、年度末までに各役員、会計監査委員の候補者を推薦する。
- 第4条 役員、会計監査委員、各委員会の代表は、総会の承認を得て就任する。

第2章 学年委員、各委員会の代表の選出

- 第5条
1. 学年委員は、各学年より9名を互選により選出する。
 2. 会員は、児童在校中に、一子につき一回は学年委員を務めるものとする。
但し、やむ不得ぬ事情がある場合は、原則として、書面による辞退申請により本部役員の審議を経てPTA会長より適当と認められたものについては、当該年度に限り受理される。
 3. 各委員会の代表は互選により選出する。

第3章 弔慰規定

- 第6条 光明台北小学校のPTA会員の弔慰について、これを円滑かつ適正に実施するために以下の表の通り規定する。

光明台北小学校PTA弔慰規定

		金額	会葬	弔電
弔事	保護者 職員 児童	1万円	参加できる限りでの職員 本部役員・実行委員 当該学級委員	参加できない場合のみ 学校・PTA
災害・事故	PTA会員 (職員を含む)	5千円	災害による家屋の損害が半壊以上の場合	
	行事参加者 児童	5千円	PTA行事・学校行事の中で事故にあった場合 (但し、10日以上入院時)	
※その他、特別な場合については本部役員会で決定する。				

◆上記の弔慰金及び見舞金はPTA本会計「弔慰費」より支出する。

◆上記の弔慰金及び見舞金に関するお返しについては一切なしとする。

第4章 個人情報の取り扱いについて

第7条 光明台北小学校のP T A協議会が保有する個人情報の取り扱いについては、別紙のとおり定めるものとする。